生 地 甲 達 第 1 号 平成 2 9 年 3 月 1 3 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

交番・駐在所連絡協議会実施要綱の制定について

交番・駐在所連絡協議会については、交番・駐在所連絡協議会実施要綱の制定について (平成7年生地訓第2号。以下「旧通達」という。)により運用しているところであるが、 この度、署情に応じた効果的な交番・駐在所連絡協議会の開催が可能となるよう、定期会 議の開催数を見直し、別添のとおり「交番・駐在所連絡協議会実施要綱」を制定したので、 一層効果的な交番・駐在所連絡協議会の運用に努められたい。 なお、旧通達は、廃止する。

第1 趣旨

この要綱は、交番・駐在所連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を効果的に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 連絡協議会の目的

連絡協議会は、交番又は駐在所(以下「交番等」という。)の所管区において、 地域住民等の日常生活に身近な犯罪、事故及び災害(以下「犯罪等」という。)の 未然防止、被害の拡大防止並びに回復を図り、的確な検挙活動等を行うため、所管 区内の住民の意見、要望等を広く聴取して相互に検討、協議し、警察と地域住民等 が相互に協力し、もって安全で平穏な地域社会の実現を図ろうとするものである。

第3 連絡協議会の設置及び組織

- 1 連絡協議会は、原則として交番等の各所管区を単位として設置するものとする。
- 2 連絡協議会は、委員及び運営担当者(以下「構成員」という。)をもって構成 するものとする。
- 3 委員は、地域の実情に精通し、かつ、所管区内の住民等からの信望が厚い者の 中から、職業、年齢、性別等を考慮して、幅広く選定するものとする。

なお、選定する人員はおおむね10名程度とするが、所管区内の実情や当該交番等の勤務体制に応じて、その人員を増減しても差し支えないものとする。

- 4 委員の選定に際しては、他部門と緊密に連携して総合的に決定するものとする。 なお、委員のうち半数程度は、コミュニティ・リーダーとしての影響力を考慮 し、次に掲げる者の中から選定するよう配意すること。
- (1) 自治会、町会等地域自治組織の役員
- (2) 防犯協会、交通安全協会、ボランティア団体等の公益的な活動を行う団体の 関係者
- (3) 自治体又は公的機関の職員
- 5 委員の任期はおおむね2年とし、再任を妨げないものとする。
- 6 運営担当者を置き、連絡協議会を設置した所管区の勤務員全員をもって充てる ものとする。

なお、運営担当者の中から運営責任者を置き、交番所長から指定するものとするが、交番所長の配置のない場合にあっては、関係する交番の勤務員の中から、 適任者を運営責任者として指定するものとする。また、駐在所にあっては、勤務 員を指定するものとする。

- 7 運営責任者は、連絡協議会を主宰し、会議の円滑な運営と活性化に努めるものとする。
- 8 運営担当者は、随時、委員その他の参加者を訪問し、必要事項の連絡に当たるものとする。

第4 単位連絡協議会

1 第3の1の規定にかかわらず、地域の特性に応じ、所管区を分割し、又は複数 の所管区を統合して連絡協議会を設置することがより適切と認められる場合は、 当該所管区を分割し、又は統合した地域を単位とする連絡協議会を設置することができるものとする。ただし、実務上交番等のブロック運用を行っているからといって、安易にそのブロック単位で単位連絡協議会を設けることのないよう努めること。

2 第3の2から8までの規定は、1の連絡協議会について準用するものとする。

第5 職種等連絡協議会

- 1 職種、地区等に着目して連絡協議会を設置することが効果的と認められる場合は、第3の1又は第4の1の連絡協議会のほか、目的等を限定した連絡協議会を 別途設置することができるものとする。
- 2 第3の2から8までの規定は、1の連絡協議会について準用するものとする。 この場合において、第3の3中「職業、年齢、性別等を考慮して、幅広く」とあ るのは、「その目的に則して」と読み替えるものとする。
- 3 目的等を限定した連絡協議会は、次の場合に設置することができる。
- (1) 住民の入れ替わりが激しい団地、アパート、マンション等における防犯指導等を推進するため、これらの管理者による連絡協議会を設置する場合
- (2) 総合的な繁華街・歓楽街対策を推進するため、これら地域の商店の経営者や 雑居ビルの管理者等による連絡協議会を設置する場合
- (3) 外国人居住者等の保護対策を推進するため、外国人居住者等による連絡協議会を設置する場合

第6 会議の開催

- 1 連絡協議会(第4の1又は第5の1に定める連絡協議会を含む。以下同じ。) の会議は、定期会議及び臨時会議とする。
- 2 定期会議は、おおむね年1回以上開催するものとする。
- 3 臨時会議は、地域で犯罪等が連続的に発生し、地域住民等に不安が生じるなど 地域の問題解決に必要が生じた場合に随時、開催するものとする。
- 4 会議は、連絡協議会の構成員のほか、会議の議題等に応じて、随時、地域住民、 地域の機関・団体の関係者等の参画を得て開催するものとする。

なお、委員以外の者に会議への参加を要請する場合には、地域警察幹部等と検 討し、会議の議題にふさわしい者を選考するものとする。

5 会議の開催に当たっては、関係部門の協力を得るものとする。

第7 連絡協議事項

連絡協議会は、地域住民等に身近な犯罪等の防止、その他地域住民等の生活の安全と平穏に関係する問題について連絡するとともに、意見、要望等を聞いて、交番等の活動状況、地域住民等に身近な事件、事故等の発生状況、地域の抱える祭礼等の催事及び行事の進め方など、具体的な議題を決め、相互に必要な検討、協議を行うものとする。

第8 報告

- 1 警察署長は、連絡協議会を設置し、又は改正・廃止するに当たっては、事前に本部の地域課と協議するとともに、設置し、又は改正・廃止した場合は、交番・駐在所連絡協議会設置(改正・廃止)報告書(別記様式)により報告すること。
- 2 連絡協議会の開催状況については、運営担当者が情報共有分析システムにより

その都度入力して報告すること。

第9 留意事項

連絡協議会の開催に当たっては、次に掲げる点に留意して、真に実効が上がるように努めるものとする。

- (1) 警察署の地域警察幹部は、連絡協議会の趣旨、目的、実施要領等について、 勤務員に事前に十分な指導教養を実施するほか、会議内容及び推進状況を把握 し、必要に応じて、他機関との連絡調整や具体的な支援体制をとるなど、適宜 適切な措置を執ること。
- (2) (1) に定めるもののほか、警察署長は、必要な場合には関係部門の幹部等を会議に参加させ、又は支援させるなど、組織的かつ適切な運営に努めること。
- (3) 本部の地域課においては、各警察署における推進状況を把握するとともに、 必要な指導を行うこと。
- (4) 所管区によって、既存の連絡協議会を改正・廃止するなど運用の見直しを行 うような場合には、あらかじめ委員等に十分その趣旨を説明し、理解が得られ るように配意すること。

様式省略